

令和8年度特定健康診査における受診結果等提出の留意事項

1. 受診結果等書類の提出先について

受診後1週間以内に、幡多医師会加入の医療機関は幡多医師会へ、その他の郡市医師会加入の医療機関は、高知県医師会へ、それぞれご提出くださいますようお願いいたします。

2. 特定健康診査を実施する前の確認事項

(参考：実施要領 P22～24 Ⅲ-2-1～Ⅲ-2-3 受診当日の受付)

- ① 受診券面に記載の有効期限、検査項目、自己負担額、集合B契約参加保険者の確認
- ② 被保険者証の確認(受診資格、本人確認、医療保険者・有効期限等)
- ③ 受診券に住所の記載がされているかの確認。印字済み受診券の場合は住所等に変更がないかの確認(受診結果は受診券記載の住所に送付されます。印字内容に変更がある場合は、必ず修正記入欄に変更後の住所等をご記入ください。)

3. [様式11] 問診票の記入について

(参考：実施要領 P24 Ⅲ-2-3 受診当日の受付(5)、注29)

高知県独自の問診票をご使用ください。

全国契約(集合A契約)に参加している医療保険者も独自の問診票を使用していますが、受付できません。必ず高知県独自の問診票(両面記載)を受診者に記入いただき、ご提出ください。

4. 詳細検査の実施について

(参考：実施要領 P4 I-1-3 特定健康診査 ②詳細項目、注7)

受診者が記載された問診票の「1. 該当する疾患にて通院(経過観察含む)していますか?」の質問に対する項目で、(2) 高血圧症、(3) 糖尿病、(4) 脂質異常症、(6) 心疾患、(8) 貧血症のいずれかに「服薬・治療中」、「経過観察中」にチェックがある場合は、『既に医療機関において管理されている者』として判断され、詳細項目の実施はできませんのでご注意ください。

5. [様式12] 結果入力票の記入について

記入漏れや記入欄の誤りがあると、受診施設への問合せが必要となり、受診者への結果送付が遅れる原因となります。送付前に再確認をお願いいたします。

6. 受診結果等提出書類の整理方法(参考：実施要領 P27 Ⅲ-4-2 受診後の事務)

受診結果等提出書類は、健診実施日順に整理し、**受診者ごとに、①受診券、②問診票、③結果入力票**の順番で、**左上をホッチキスで留め**して下さい。

なお、実施報告明細票(県医師会報告用)は、一緒に留めないでください。

提出書類の確認作業を円滑に進めるため、本会では業務の効率化に取り組んでおります。つきましては、皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

7. 受診者への健診結果送付について

受診者への結果送付は受診日より1か月後となります。そのため、4月1日から受診可能ですが、結果送付は5月末ごろになる旨を受診者へお伝えください。